平成２２年（フ）第２７４号
愛知県海部郡甚目寺町大字新居屋字八島62番地　ハイカムール八島202号
債務者　河野　奈美
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地23棟102号
債務者　酒井　道夫
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７９８号
愛知県みよし市莇生町並木62番地４
債務者　早川　雅之
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
岩手県二戸市浄法寺町樋田40番地12
債務者　坂田　滋由
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢94番地５
債務者　及川美保子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４６号
盛岡市前九年３丁目20番70号
債務者　関　　安
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２号
盛岡市山岸３丁目15番39号
債務者　木村　節子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６号
三重県多気郡大台町小切畑303番地
債務者　赤池　　保
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２１８６号
京都市伏見区醍醐西大路町１－１－３－403、住民票上の住所京都市下京区梅小路本町78番地
債務者　魚谷　暁宏
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０９号
京都市中京区二条通堀川東入矢幡町300番地７　瞳ビル401号
債務者　岡田運送こと　岡田　賢一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町49番地　丸昌ハイツ202号室、住民票上の住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地　13棟401号
債務者　上浦　　弘
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５号
京都府南丹市園部町内林町東畑13番地
債務者　大町　嘉納（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
香川県高松市昭和町２丁目14番５号
債務者　高瀬　一男
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６号
盛岡市岩脇町13番11－５号
債務者　畠山　浅吉
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４１号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割404番地２　Ａ棟、住民票上の住所岩手県花巻市高木第22地割86番地　カルム・カーサＡ103号
債務者　下坂　健太
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４４号
盛岡市西青山２丁目17番33号
債務者　喜多　里子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５６号
盛岡市西見前15地割17番地１　マンションバンガード102号、旧住所盛岡市三本柳10地割35番地１
債務者　工藤　純子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部